

# 第2次中能登町教育大綱

～教育の町 中能登を目指して～



令和2年12月

中能登町

## 中能登町民憲章

わたくしたちは、天<sup>てん</sup>平<sup>びょう</sup>の霊峰石動山と古墳つらなる眉丈山の麓<sup>ふもと</sup>まほろばの地に、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぐ中能登町民であることに誇りと責任を持ち、人間性豊かな活力あるまちづくりを目指しこの憲章を定めます。

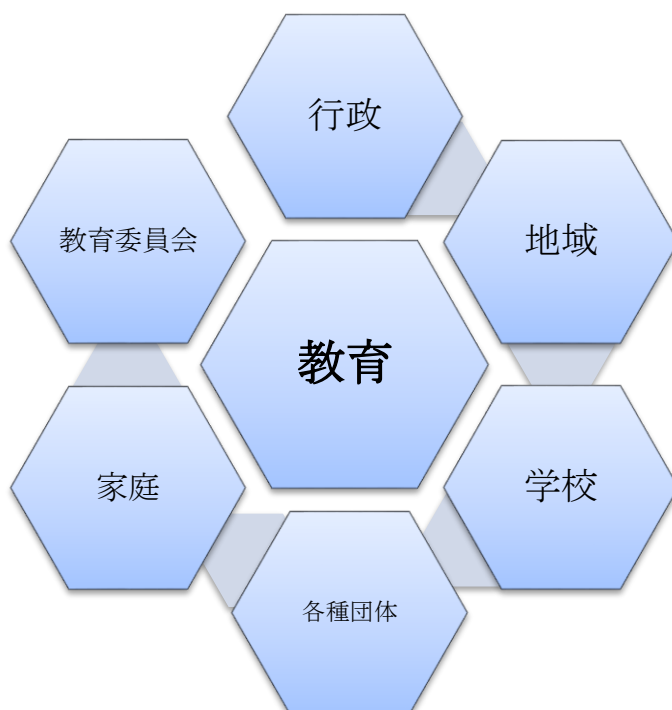
- 1 ふるさとの自然を大切に守り育て、美しく住みよいまちをつくります。
- 1 心の絆を深め、助け合い支え合う温かいまちをつくります。
- 1 勤労に励み、産業の振興に努め活力あるまちをつくります。
- 1 心とからだを鍛え、健康で安心して暮せるまちをつくります。
- 1 生涯にわたり学び合い、文化の香り高いまちをつくります。

## 1 大綱改訂の考え方

本町では、平成28年7月に「中能登町教育大綱」を策定しました。  
今回改訂する「教育大綱」は、第2次中能登町総合計画にある「ふるさと ふれあい心を育む 中能登町」の基本理念や、まちづくりを進める5つの将来像、国県等の教育行政の動向、社会情勢等の変化などを勘案した上で、本町の教育の指針として定めるものです。

## 2 対象期間

今回改訂する教育大綱の対象期間は、第2次中能登町総合計画の終期である令和2年度から令和7年度までの6年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂するものとします。



# 中能登町学校教育振興ビジョン

## 1. 基本理念

ふるさとに愛着と誇りをもち、将来を夢みて未来を切り拓く中能登っ子を育てる

## 2. 基本方針

- 1) 確かな学力と社会性を身につけ、大好きな自分づくりに励む中能登っ子の育成
- 2) 生命を尊重し、正義感と思いやりの心を持つ人間性豊かな中能登っ子の育成
- 3) 心身ともに健康で、自分らしさを発揮し、たくましい行動の出来る中能登っ子の育成

## 3. 指導の重点

- 1) 基礎・基本を大切にして確かな学力の定着に努め、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育を推進する。
- 2) 豊かな情操と他人をおもいやる心豊かな子どもを育てる。
- 3) 自らの健康や体力の維持増進を図ることのできる子どもを育てる。
- 4) 地域の豊かな自然や文化・歴史遺産等の良さを学び、郷土を愛する心や誇りに思う子どもを育てる。
- 5) 学校及び地域の密接な連携による中能登プロジェクト構想の確実な実現を図る。

## 4. 具体的な取組

- 1) 確かな学力を育む教育の推進
  - ・ 保育士と小学校教員との確かな連携を図るため、保小連絡協議会の設置
  - ・ 学力向上を目指す校内研修と日常的な取組の充実
  - ・ 小学校における外国語活動、外国語科の充実及び中学校における姉妹提携校との相互交流による外国語（英語）教育の拡充
  - ・ タブレット端末（ICT機器）を活用した授業の充実
  - ・ 学力調査の実施と活用
  - ・ 家庭と連携した学習習慣の確立
- 2) ふるさと学習の推進
  - ・ 「わたしたちの中能登町資料編」を活用した学習により、地域の豊かな自然や文化・歴史遺産等のよさを学び、郷土愛高揚の促進をはかる
  - ・ 伝承文化の体験と鑑賞
- 3) 豊かな人間性や社会性を育む教育活動の充実
  - ・ 児童会活動及び生徒会活動の重視
  - ・ 心に響く学校行事や各種体験活動・ボランティア活動への積極的な取組
  - ・ 道徳教育、人権教育の充実
  - ・ いじめ、非行、不登校へのきめ細やかな指導及び携帯電話やスマートフォン等の使用への適切な対応

4) スポーツの振興

- ・スポーツ少年団の組織強化と指導体制の充実及び町体育協会などスポーツ団体との連携による支援体制の強化
- ・スポーツ教室への加入促進や部活動の活性化の推進
- ・活動費の助成や大会派遣への支援体制の強化

5) 安全安心な学校づくり

- ・交通安全意識の高揚と実践
- ・防災訓練等の充実（地震、洪水、土砂災害、原発事故等）
- ・通学路の定期点検

6) 特別支援教育の充実

- ・家庭・保育園等・学校・教育委員会の定期的な懇談会の実施
- ・特別支援教育支援員の適正配置と研修の充実
- ・特別支援学級の整備充実

7) 教育委員会と学校及び関連機関との連携した取組

- ・教育委員会の学校訪問
- ・教育関連施設の現状視察や町PTA連合会との懇談会の開催
- ・教育委員会に指導主事を配置
- ・教育委員の研修参加
- ・社会教育委員との連携

8) 学校と家庭と地域の連携強化

- ・中能登プロジェクトの発展
- ・学校行事・町行事への参加の呼びかけ
- ・食育の推進
- ・あいさつ運動や街頭指導の組織化と実践
- ・社会教育団体との連携強化
- ・教育力の向上を目指す学校・家庭・地域のあり方

9) 中能登らしい学校教育の推進

- ・区域外通学の弾力的運用
- ・進路相談及び進路学習の充実
- ・小学校と中学校及び鹿西高等学校との連携
- ・学術文化などの最先端に行く技術や知識を知る学習
- ・環境教育の充実

# 中能登町社会教育振興ビジョン

## 1. 基本理念

霊峰石動山と古墳つらなる眉丈山の麓まほろばの地に抱かれ、ふるさと愛を持ち、健康で心豊かな文化の香り高い町を目指す

## 2. 基本方針

少子高齢化が進行する中、家庭・学校・地域との連携を強化し、町の歴史や文化を継承しつつ、生涯学習・生涯スポーツなど、心豊かに生涯にわたり学び合える環境づくり、また、人間性豊かな、活力ある社会基盤づくりを推進する。

## 3. 基本目標

- (1) 生涯学習の振興
- (2) 生涯スポーツの振興

## 4. 施策の方針

### (1) 生涯学習の振興

#### 1) 社会教育施設の充実 ―学びのまち なかのと―

- ・文化芸術活動を通じた交流、発表の場とする
- ・生涯学習の拠点として施設の充実を図る

#### 2) 生涯学習講座の実践 ―いろいろな学びがある なかのと―

- ・住民のニーズを把握し、学習機会の場を提供する
- ・ふるさと学習の充実を図る
- ・生涯学習人口の拡大を図る

#### 3) 公民館活動の充実 ―学びの場が広がる なかのと―

- ・各自治公民館の活動を基盤とし、地域の活性化を図る
- ・活動を通じさらなる連帯感を養い、地域のリーダー育成を図る
- ・関係団体との連携を密にし、各団体の活性化を図る

4) 青少年の健全育成 ―一人づくりで地域づくりをめざす なかのと―

- ・家庭や学校、地域との連携を密にし、犯罪のない地域社会を創る
- ・青少年の地域での社会参加を促す

5) 国際交流事業の推進 ―世界とつながる なかのと―

- ・国際化に対応した事業推進を展開する
- ・次世代を担う児童生徒の国際的視野を身につけるための国際理解を深める
- ・持続可能な日本語教室を実施し、外国人と地域住民の多文化共生を図る

6) 図書館の充実 ―また来たくなる図書館―

- ・町民のニーズに配慮し必要な図書、資料を収集し、町民の読書意欲を喚起する
- ・図書館講座等を実施し、利用者の増加を図る
- ・図書館司書と連携、協力し図書館の活性化を図る
- ・図書館を集約し、町民に親しまれる図書館整備を目指す

(2) 生涯スポーツの振興 ―スポーツでつながる なかのと―

1) ジュニアスポーツクラブの充実

- ・ジュニアスポーツクラブの活動を支援し、子どもたちの心身を育てる
- ・ジュニアスポーツクラブ指導者育成派遣を行い、指導者の資質向上を図る

2) スポーツの振興

- ・スポーツ推進委員や体育協会と連携を図り、地域スポーツの推進を図る
- ・ニュースポーツ等の普及促進に努め、町民の体力づくりの推進を図る
- ・各種大会を支援し、競技スポーツの活性化を図る

3) スポーツ施設の整備・充実

- ・地域のスポーツ環境整備の充実を図る
- ・生涯スポーツ・競技スポーツ・学校体育との連携を促進する
- ・施設の統廃合を含む効率的な管理運営を図る

4) 指導者の養成と選手の育成

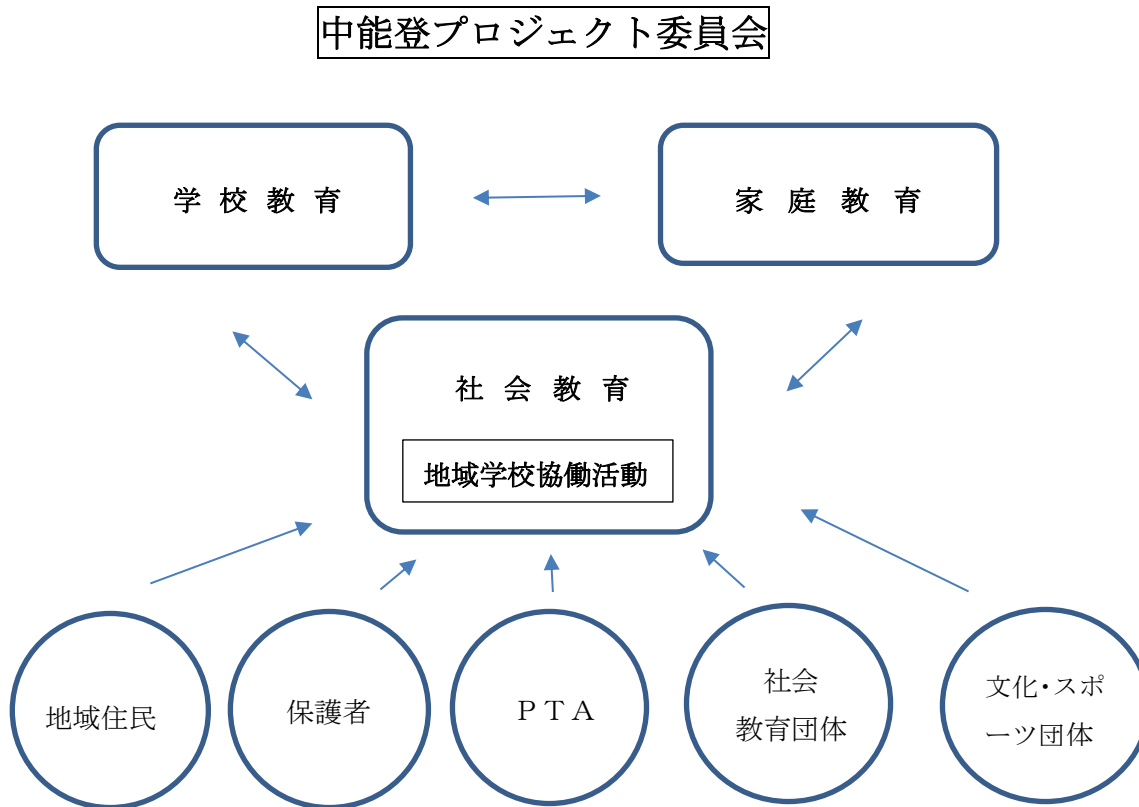
- ・体育協会と連携し、指導者の指導力向上及び、選手の育成に努める
- ・全国大会等に出場する選手の支援を行う

## 中能登プロジェクト事業（コミュニティスクール）の推進

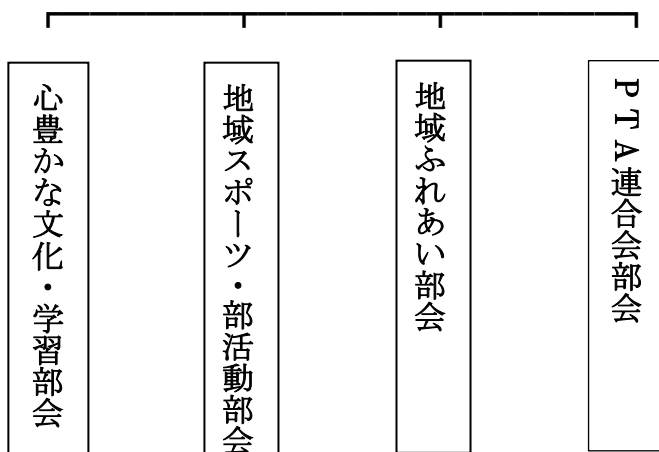
### 1. 取り組みの重点（保護者、地域住民等との連携・協力）

保護者、地域住民との交流を進め、友だち、先生、家族、地域の人たちとのふれあいを大切に、思いやりを兼ね備えた子どもを育てていく

#### \* 組織図



### 中能登プロジェクト推進会議





・各部会は年間計画に従って会合を開き、目的遂行にあたる。

\* 各部会の取り組み内容

部 会 名	内 容
心豊かな文化・学習部会	<p>この部会では、<b>多文化共生教育の推進</b>（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）について学びます。</p> <p>中能登町には、色々な国の方が住んでいます。色々な国の文化を学ぶ機会を作っていきたいと考えています。</p>
地域スポーツ・部活動部会	<p>この部会では、<b>体育協会やスポーツ推進委員との連携</b>を図り地域部活動の推進や放課後スポーツの推進に取り組んでいきます。</p> <p>中学校の休日の部活動において、部活動を地域の活動として実施できる環境を整えたいと考えています。</p> <p>また、放課後スポーツ教室を通して、基礎体力の向上に努めていきたいと考えています。</p>
地域ふれあい部会	<p>この部会では、<b>地域の方と子どもたちがふれあう場の推進</b>に取り組んでいきます。</p> <p>地域全体で、登下校の子どもたちを見守っていききたいと考えています。</p> <p>また、校内の清掃作業や地区行事での花いっぱい運動・祭事などをおして、地域の人たちとのふれあいを大切にしたいと考えています。</p>
P T A 連 合 会 部 会	<p>この部会では、<b>地域の子どもたちは、地域で育てるという「共有」の気持ちを推進</b>し事業に取り組んでいきます。</p> <p>毎年度目的を決め、その目標に向い、事業に取り組んでいきます。</p>

## 2. 長期展望

「地域とともにある学校」へ令和7年度までの6年間にわたるプロジェクトを推進する。

### 【第Ⅰ期】R2年度

地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくための協議

### 【第Ⅱ期】R3～R7年度の5年間

5年間で、すべての小中学校にコミュニティスクールを設置し、  
地域と学校が目標を共有し、未来を担う子どもたちを育てていく

## ○関係法令

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

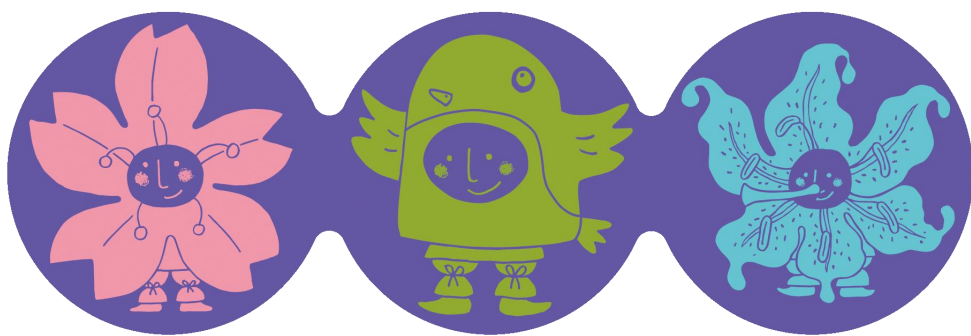
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



中能登町

ISHIKAWA NAKANOTOMACHI